

【2014 年 7 月 23 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 103 号 ■

【今号の内容】

- 労働安全衛生法を改正しました
～ 労働災害を未然に防ぐための仕組みの充実を図ります ～
- 外食産業、フィットネス産業、卸売業の「キャリアマップ」、
「職業能力評価シート」、「導入・活用マニュアル」を作成しました

労働安全衛生法を改正しました

～ 労働災害を未然に防ぐための仕組みの充実を図ります ～

改正「労働安全衛生法」が 6 月 25 日に公布されました。改正法では、化学物質が原因で胆管がんを発症したり、精神障害による労災認定件数が増えていることなど、最近の労働災害の状況を踏まえ、労働者の安全と健康を確保し、労働災害を未然に防ぐ仕組みを規定しています。

<改正法のポイント>

1. 化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務に
(平成 28 年 6 月までに施行予定)
特別規則の対象となっていない化学物質のうち、一定のリスクがあるものについては、事業者リスクアセスメント（危険性や有害性などの調査）を義務付ける。
2. ストレスチェックの実施等が義務に（平成 27 年 12 月までに施行予定）
医師、保健師などによる、ストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握する検査）の実施を事業者が義務付ける。（従業員 50 人未満の事業場については当分の間は努力義務）
事業者は、ストレスチェックを受けた労働者の希望に応じて、医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じなければならない。
3. 受動喫煙防止措置が努力義務に（平成 27 年 6 月までに施行予定）
受動喫煙防止のため、事業者・事業場の実情に応じて、適切な措置を講ずる

ことを努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度の導入（平成 27 年 6 月までに施行予定）

重大な労働災害を繰り返す企業に対しては、厚生労働大臣が改善計画を作成させ、改善させる仕組みを創設する。計画作成指示や変更指示などに従わない場合は、厚生労働大臣が勧告を行う。それにも従わない企業については、企業名を公表する。

5. 外国に立地する検査機関などへの対応（平成 27 年 6 月までに施行予定）

ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造する際などに受けなければならない検査などを行う機関のうち、外国に立地する企業・機関についても、検査・検定機関として登録できるようにする。

6. 規制・届出の見直しなど（平成 26 年 12 月までに施行予定）

- ・建設物や機械などの新設・移転などを行う場合の事前届出を廃止する。
- ・電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/an-eihou/index.html

外食産業、フィットネス産業、卸売業の「キャリアマップ」、
「職業能力評価シート」、「導入・活用マニュアル」を作成しました

厚生労働省では、労働者一人一人の職業能力を客観的に評価するために、仕事に必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を業種・職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定しています。現在、業種横断的な事務系職種のほか、52 業種について策定済みです。

〔職業能力評価基準〕

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html>

職業能力評価基準を、より簡単に利用するためのツールとして、「キャリアマッ

プ」「職業能力評価シート」と、その「導入・活用マニュアル」を作成しています。

このたび、外食産業、フィットネス産業、卸売業を新たに作成しました。
どのツールも厚生労働省のホームページから無料でダウンロードできますので、
人材育成にぜひご活用ください。

[キャリアマップ]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/03.html>

[職業能力評価シート]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/04.html>

[キャリアマップ、職業能力評価シート、導入・活用マニュアル、リーフレットの
ダウンロード]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/07.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課 職業能力評価推進係

電話：03(5253)1111(内線 5936)

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-